商品概要説明書

こども NISA 貯金

（2027 年 1 月 1 日現在）

商 品 名	・こども NISA 貯金
ご利用いただける方	・その年 1 月 1 日において 18 歳未満であり、こども NISA 口座を開設する個人のみ ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
期　間	・成人 NISA への移行後（その年 1 月 1 日において 18 歳となる年以降）に口座名義人の申し出により解約いたします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・随時預入れできます。 ・窓口での現金によるご入金または、当ＪＡの未成年者本人名義の口座からの振替に限定した取扱いとなります。なお、ATM での入金はできません。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・本口座は、こども NISA 口座への資金拠出専用口座であり、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、本口座からこども NISA 口座に振替入金されます。 ・口座名義人がその年の 3 月 31 日時点で 18 歳となる年の前年 12 月 31 日までは、こども NISA 口座への振替入金以外の払戻しはできません。 ・ただし、災害等やむを得ない事由に該当した場合、および口座名義人がその年の 3 月 31 日時点で 12 歳である年以後、教育費または生活費の支払に充てる場合は、現金または当ＪＡに開設された未成年者本人名義の口座への入金によりお支払いいたします。
利　息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税金 （5） 金利情報の入手方法	 ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年 2 月と 8 月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・一定の期間利用がない場合には、貯金規定の普通貯金にかかる未利用口座管理手数料をいただきます。
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・3 月 31 日時点で 18 歳となる年の前年 12 月 31 日までの期間、要件に該当しない払戻しが生じた場合、こども NISA で過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について遡及課税され、こども NISA 貯金口座は解約となります。 ※災害等やむを得ない事由の場合も、こども NISA 貯金口座は解約となりますが、非課税で全額払戻しされます。
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または本店総務部リスク管理課(電話：042－784－9014)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：03－6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当本店総務部リスク管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる事項	・こども NISA 貯金は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」で定められた事項に基づき、預入方法、払戻方法に記載の入出金制限がかかります。当該約款と当ＪＡの普通貯金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、当該約款が優先するものとし、それ以外の場合については、当該約款の目的を害しない限度で普通貯金規定を適用するものとします。 ・口座名義人がその年の 3 月 31 日時点で 18 歳となる年の 1 月 1 日からこども NISA 貯金の出金制限は解除されます。 ・成人 NISA に移行後、ＪＡ窓口にご来店いただいた際に、解約のご案内をさせていただきます。 ・キャッシュカードの発行はできません。また、インターネットバンキング、総合口座による当座貸越、通帳レス口座サービスの利用もできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ神奈川つくい